

東広島市農業委員会令和7年3月（第3回）総会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月28日（金） 午前10時04分から午前10時52分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 22人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	3	岡土居 正弘	4	脇坂 俊之
5	台川 洋子	6	中務 秀子	7	古川 みどり
8	杉本 源藏	9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲
11	村上 義則	12	木原 省五	13	財満 俊子
14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣	16	大月 靖規
17	土井 浩文	18	在間 輝昭	20	橘川 一則
21	小倉 亜紗美	22	高木 昭夫	23	高橋 久雄
24	住井 正美				

- 4 欠席委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
2	久保 伸司	19	古本 啓之

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 3番 岡土居 正弘 委員 4番 脇坂 俊之 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第13号 農用地利用集積等促進計画原案に係る意見聴取について
 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第11号 農地法第3条の規定による許可申請（買受適格証明）に対する許可処分について
- 報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第14号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	立 山 清 信
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治
豊栄支所地域振興課産業建設係主任	福 田 博 司

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課
担い手支援係主査

崎 里 恵

議 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>本日、委員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらず、3月総会にご出席をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>本日の日程は、総会では議案事項が4件及び報告が4件ございます。また、総会終了後は意見交換会を予定しております。これまでどおり12時頃までには無事閉会がかないますよう委員各位の皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、これより令和7年3月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上で議事進行をさせていただきます。</p> <p>在任委員数24人中22人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しております。会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の会議録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、3番の岡土居委員と、それから4番の脇坂委員を指名いたします。よろしく願います。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和7年3月28日1日限りとしてよろしいでしょうか</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和7年3月28日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第13号「農用地利用集積等促進計画原案に係る意見聴取について」を上程いたします。</p> <p>この案件は東広島市長から意見を求められているため、計画については農林水産課から説明をお願いします。</p>

<p>崎 里 主 査</p>	<p>それでは、議案第13号「農用地利用集積等促進計画原案に係る意見聴取について」ご説明いたします。</p> <p>本案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>なお、本案件は承認ではなくご意見をお聞きするものであり、いただいたご意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。</p> <p>それでは、議案内容の説明をさせていただきます。</p> <p>今回提出の農用地利用集積等促進計画原案は4件で、計画案の内容といたしましては農用地利用集積等促進計画のとおりでございます。</p> <p>資料2ページをご覧ください。</p> <p>この計画案により貸し付ける農地は、農業委員会が農地法第33条第1項、同法第32条第3項の規定により、いわゆる所有者不明農地として令和6年11月11日に公示しました。この公示の日から起算して2か月以内に所有者等から申出がなかったことから、その旨を農地中間管理機構へ通知しております。その後、法令の定めに従って手続を進め、令和7年3月3日付で広島県知事が裁定した旨の通知がされました。この計画は、裁定された農地を農地中間管理機構から●●へ貸し付けるものでございます。計画案は1ページ目に面積、設定期間、貸借金額を記載しており、2筆1,914㎡、始期は令和7年5月1日、終期は令和16年12月31日、借賃は年間5,742円となっております。3ページには、共通事項として取決めが記載されております。</p> <p>なお、借賃に相当する補償金は受け取る所有者がいないことから、貸借期間中の総額となる5万7,420円が令和7年3月21日に●●から農地中間管理機構へ支払われており、その全額が法務局へ供託されることとなっております。</p> <p>続きまして、4ページから9ページをご覧ください。</p> <p>これら3件は令和6年11月1日に農業委員会の公示がされ、令和7年3月3日に広島県知事が裁定した旨の通知がされました。裁定された農地を農地中間管理機構から農事組合法人●●へ貸し付けるものでございます。面積、貸借期間、貸借金額は計画書に記載のとおりでございます。</p> <p>なお、借賃に相当する補償金は貸借期間中の総額が令和7年3月24日に●●から農地中間管理機構へ支払われており、その全額が法務局へ供託されることとなっております。</p> <p>議案に係る説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>この議案は、本日配付しております資料1の議案第13号関係の欄にありますように高木委員、大月委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。</p> <p>ここで委員の皆様にお諮りします。</p> <p>会議時間短縮の観点から、関係者分について一括審議したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、関係者分について一括審議することとしますので、該当する委員におかれましては審議の間、退席をお願いします</p>
	<p>< 大月靖規委員、高木昭夫委員、退室 ></p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第13号についてご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。</p>
<p>村 上 委 員</p>	<p>11番の村上でございます。</p> <p>9ページでもいいんですけど、表がありますよね。その表の一番右のほうに借賃支払い方法とかというのがあります。その中で金額が載っておりますけど、この大本の金額はいつの金額を載せておられるんでしょうか。</p> <p>今のが1つと、それから権利の設定期間、10年と16年とあるんですよ。平たく考えれ</p>

村上委員	ば、長けりゃ長いほど経営者にとっても楽なというか、思うんですけども、これはなぜ16年と10年になっとるんでしょうか。意味が分かるでしょうか。すみません、お願いします。
崎里主査	ただいまのご質問につきまして、借賃につきましてはその地域内の平均の額を参考にされていますと聞いております。また、貸借期間につきましては10年と16年とございますけれども、こちらは借受け者の希望によるものとなっております。 以上です。
議長	よろしいでしょうか。
村上委員	ありがとうございます。
議長	その他、ご質問、ご意見等はございませんか。
	<なし>
議長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第13号について、異議のない旨、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第13号については異議のない旨、決定いたします。 それでは、関係委員の方は入室してください
	< 大月靖規委員、高木昭夫委員、入室 >
議長	それでは、議案第13号につきましては全員賛成で異議のない旨、決定されました。 農林水産課の崎里さん、ありがとうございます。退席をお願いします。
	< 崎里主査、退室 >
議長	次に、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小田主査	それでは、総会議案の10ページをご覧ください。 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。 今月は12件の申請がありました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳は13ページに記載のとおりです。 申請番号56-1でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。隣接する居宅を購入し、拠点とする予定です。申請地では、兼業農家の知人に指導を受けながらトマト、ナスなどの季節野菜を作付する計画です。 続いて、57-2でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、58-3、59-4は譲受人が同一であり関連しますので一括して説明させていただきます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●に本店を置き、主に米や野菜の栽培を行う法人で、1名の株主により構成される農地所有適格法人です。現在認定農業者として当市においても耕作されておられますが、このたび法人を立ち上げられたものがございます。申請地では、水稻を耕作される予定です。 続いて、60-5、61-6は譲受人が同一であり関連しますので一括して説明させていただきます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、62-7でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。隣接する居宅を購

小田主査	<p>入し、転居する予定です。申請地では、近隣の農家から技術指導を受けながら水稻を作付する計画です。</p> <p>続いて、63-8でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方です。農地を探していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。隣接する居宅を購入し、転居する予定です。申請地では、農業を営んでいる実家から技術指導を受けながらコスモス、ヤグルマソウなどの花やカボチャ、サツマイモなどの季節野菜、ザクロ、ブラックベリーなどの果樹を作付する計画です。</p> <p>続いて、64-9でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。申請地で渡し人と共に耕作していたところ、譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。申請地では、ジャガイモ、サツマイモなどの季節野菜を作付する計画です。</p> <p>続いて、65-10、66-11は譲受人が同一であり関連しますので一括して説明させていただきます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。本件は、●●に本店を置く株式会社●●が農地を取得し、太陽光パネルの下部において神事などに使用するサカキの栽培をするものです。受人の労力総数は役員を含めた従業員32人に加え、季節雇いで複数名雇用される予定です。本市においては、現在農地法第3条により85,589.81㎡の農地を取得しております。</p> <p>続いて、67-12でございます。</p> <p>営農型発電設備の設置のため、地上権を設定するものです。本申請は、国の通知において営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法第269条の2第1項の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けることが必要であるとされているため、営農型発電設備の設置者である●●が区分地上権設定のために申請されたものでございます。本申請地は、令和6年12月総会において農地所有適格法人である●●が神事などに使用するサカキを作付するものとして農地法第3条の規定による所有権移転の許可を得ております。当該地上権については、一時転用許可と同時に権利設定を行うものとされておりますので、詳細については議案第16号において説明させていただきます。</p> <p>以上、12件の申請につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。</p>
台川委員	<p>5番台川です。</p> <p>最近新規就農がすごく多いような気がするんですが、ちらっと聞いて、うそか本当か分からないんですけど、新規就農の方に補助金が出るって聞いたんですけど、本当でしょうか。</p>
小田主査	<p>新規就農の方に対して農地をきれいにするための補助金が農林水産課のほうで出ているということがございます。そのことでしょうか。</p>
台川委員	<p>条件とか、どのくらい出るとかというのは分かりますか。</p>
小田主査	<p>申し訳ありません。詳細な資料を持っていないので、この場では。</p>
台川委員	<p>分かれば教えていただけたらなと思います。</p>
小田主査	<p>では、また資料をお持ちします。</p>
議長	<p>ほかにはございませんか</p>
	< なし >

議	長	ないようですので、採決に入ります。 議案第14号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第14号は許可することに決定いたします。 次に、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐		議案の14ページをお願いいたします。 議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。 15ページをお願いいたします。 今月は1件の申請がございました。 申請番号4-1でございます。 ●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南西約160mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を共同住宅及び駐車場にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、農振農用地からは令和7年3月3日付で除外済みとなっております。なお、開発許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから本議案を提出するものでございます。 なお、こちらにつきましては広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされておりまして意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。 説明は以上でございます。
議	長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第15号について、本案は広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第15号は許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに決定いたします。 次に、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主査		それでは、総会議案の16ページをお願いいたします。 議案第16号についてご説明いたします。 今月は9件の申請がありました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳につきましては、総会議案の19ページをご覧ください。 それでは、27-1についてご説明いたします。 敷地拡張での転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置します第1種農地でございます。受人は隣接地にお住まいの方でございます。このたび排水路埋設敷地として敷地拡張するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当いたしま

す。

続きまして、28-2についてご説明いたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●におきまして借家に居住されている方でございます。このたび住宅を建築するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。

続きまして、29-3についてご説明いたします。

資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置く、合成樹脂及びその製品の製造、加工、販売等を行う会社でございます。このたび事業拡大に伴い、新たな資材置場が必要となったため、転用しようとするものでございます。

続きまして、30-4についてご説明いたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南東に位置します第1種農地でございます。受人は、●●におきまして借家に居住されている方でございます。このたび住宅を建築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号の第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、建築許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地からは令和6年11月26日付で除外済みとなっております。

続きまして、31-5についてご説明いたします。

農業用施設への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●におきまして農業の経営などを営む農事組合法人でございます。申請地は既に農業用施設として利用されておりますが、農地法の許可を得ていないことが判明したため、申請されたものでございます。申請地は受人が許可を得ることなく施工されていたため、始末書を徴取しております。

続きまして、32-6についてご説明いたします。

共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南東に位置します第1種農地でございます。受人は近隣にお住まいの方でございます。このたび共同住宅を建築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号の第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、開発許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地からは令和6年11月26日付で除外済みとなっております。

続きまして、33-7についてご説明いたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は●●の南西に位置します第1種農地でございます。受人は、●●におきまして借家に居住されている方でございます。このたび住宅を建築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号の第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、建築許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。また、申請地は渡人が許可を得ることなく施工されていたため、始末書を徴取しております。

続きまして、34-8についてご説明いたします。

資材置場への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き鉄鋼材の溶接加工、研磨、プレス、切断、組立て及び取付けなどを営む会社でございます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。本案件は令和6年10月総会におきましてご審議いただきましたが、受人を変更するため、令和6年11月5日付で申請の取下願が提出され、このたび改めて申請されたものでございます。本申請地は仮設パイプなどの資材置場として利用する計画となっております。

続きまして、35-9についてご説明いたします。

営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。申請地は、●●の南東に位置します農用地区域内農地でございます。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社でございます。このたび本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後10年間一時転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、農振法の規定によって定められた農振整備

豊田主査	<p>計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。なお、下部の農地におきましてはサカキの栽培を行う計画でございます。太陽光パネルの支柱間隔は縦約3.4m、横約2.4m、パネルの最低地上高約2.1m、最高地上高約2.7mとなっており、農作業に係るスペースは確保されております。営農計画書での年間収穫量は10a当たり約7,500本程度を見込んでおり、根拠資料として知見書ほか関東農政局、静岡県農林水産統計年報等が提出され、本計画は地域の平均的反収と比較して8割以上の収量が確保される計画となっております。</p> <p>以上、ご説明いたしました9件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地、営農型太陽光の案件につきましては広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付いたしました一覧表のうち、27-1、30-4、32-6、33-7、35-9を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、本案は本日配付しております資料1の議案第16号関係の欄にありますように高木委員が関係者となっております。農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。</p> <p>先に関係者分を審議することといたしますので、高木委員におかれましては審議の間、退席をお願いします。</p>
	< 高木昭夫委員、退室 >
議 長	<p>それでは、議案第16号の事案のうち、関係者分についてご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご質問、ご意見はないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第16号の事案のうち、関係者分について許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第16号の事案のうち、関係者分については許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、関係委員の方は入室をお願いします。</p>
	< 高木昭夫委員、入室 >
議 長	<p>続きまして、議案第16号の事案のうち、先ほど許可した事案以外についてご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。</p>
村 上 委 員	<p>11番村上です。19ページの下のほうに太陽光の施設の件があります。これは13ページと多分同じものだろうと思うんですけども、下のほうに括弧でくくったところが、1,823㎡のうち、13ページは括弧が400.87、19ページは1,823㎡のうち1.10という括弧があります。その括弧の値は何の値ですか。</p>
豊田主査	<p>それでは、村上委員からご質問いただきました件につきまして、まず3条の括弧書きの400.87㎡につきましては、パネルの投影面積の数字がこの400.87㎡という形で記載させていただいております。5条の1.10につきましては柱、太陽光を設置する柱の部分が84本あるんですけども、その合計面積が1.10という形で記載させていただいております。</p> <p>以上です。</p>
村 上 委 員	<p>ありがとうございます。</p> <p>それで、多分そんなことだろうと思うんです。1,823㎡のうち400㎡を太陽光のパネルが占めとるわね。ということは、ちょっと言うと2反田んぼがあって、2反の田んぼです、1,900というたら。その中で400㎡ですから約5畝、そうすると4分の3は空くんですよね。そうすると、場合によってはよその田んぼを潰さんでも、ここで●●さんにお願</p>

村上委員	いして、こっちのほうへパネルは持ってこれないかという協議はできんのですか。そういうことはできない仕組みになってるのですか
豊田主査	先ほど村上委員からご質問いただいた件ですけれども、やはり基本的にはなるべく太陽光を設置するよというご指導はさせていただくんですけれども、いわゆる低圧、高圧とかという契約の中でどうしてもパネルの枚数の制限があるということで、このたびの申請につきましては低圧での事業計画ということで、これ以上のパネルの設置はできないというふうにお伺いしております。ただ、太陽光パネルを設置しない場所におきましても全部耕作要件がありますので、今回の件につきましてはヒサカキを植えるという計画をいただいております。それをもって判断させていただいております。
村上委員	すみませんでした。
議長	ありがとうございました。 他にご質問、ご意見はございませんか。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第16号の事案のうち、関係者分以外について本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第16号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定いたします。
松下局長補佐	すみません、3条の際に台川委員からご質問いただいた件について概要をご説明させていただきたいと思っております。 農林水産課からの補助金で、先ほどの農地を開始する補助金についてですが、こちらの名前は新規就農者初期投資支援事業でございます。対象者につきましては、農業に興味がありこれから野菜などを作っていきたいとお考えの方、補助内容につきましてはある程度農地をよみがえらせるための草刈り、田起などに係る委託費を補助するという形となっております。また、補助額につきましては上限5万円という形で、ただし市長が定める地域の農地につきましては上限10万円、申請方法につきましては所定の様式を農林水産課へ提出するというものでございます。 概要は以上でございます。
議長	続きまして、日程第4の報告に入ります。 報告第11号から報告第14号について事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事業をお願いいたします。 報告第11号から報告第14号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第11号「農地法第3条の規定による許可申請（買受適格証明）に対する許可処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 農地法第3条の規定による許可申請（買受適格証明）は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第12号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理い

松下局長補佐	<p>たしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第13号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は7件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第14号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は18件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>委員の皆様から何かありましたらお願いします。</p>
古川委員	<p>7番古川です。</p> <p>私からは3月3日、ひな祭りの日ですけど、女性部会でよかったなと思いました。農機具等安全取扱講習会を開催いたしまして、参加者は25名、農業委員が4名で、●●、●●の方に一生懸命ご指導いただきまして、2グループに分かれて、雨が降っておりましたのでビニールハウスの中で講習を受けました。皆さん熱心で、2回目だつて言われる方もおられたんですけど、初めての方は機械の使い方を知らないのを見て、講習を受けて、ちょっと分からないというところがありましたけれども、大体おおむね好評でした。アンケートも採らせていただきまして、また来年もという声もありますので引き続きやりたいと思っております。ぜひ男性の方も参加してみてください、楽しいですよ。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>私も行かせてもらったんですが、農機具の扱いのメンテナンスという分が、いろいろ私も分からないことがあったんですが、草刈り機やトラクター、いろいろ点検しないといけなということがよく分かりました。ありがとうございます。</p> <p>それと、この度も全国農業新聞が来られていました。</p>
古川委員	<p>記事に載っていましたか。まだ見ていないんです。でも、一応報告のときには全国農業新聞の取材で来ましたと言われたので、いつかは載るんだろうと思っていますけど。</p>
議 長	<p>すぐには載らないようですから、また見てください。ありがとうございます。</p> <p>続きまして、事務局から報告がありましたらお願いします。</p>
定井局長補佐	<p>それでは、令和7年度の総会スケジュールについて報告をさせていただきます。</p> <p>本日お配りしております資料4、令和7年度の総会スケジュールをご覧ください。</p> <p>来月、4月以降の総会の開催予定日及び時間について記載しておりますので今後の参考にしていただければと思います。この中で来月の4月総会、6月、それから9月、来年3月につきましては開始時間を赤字で示しておりますけれども、会場の都合によりまして開催時間が午後2時からとなっております。お間違いのないようお願いいたします。</p> <p>なお、開催場所につきましては改めて通知文にてご案内をさせていただきますけれども、今のところ全てここ3階の303会議室を予定しております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>ほかにはございませんか。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦勞さまでした。</p> <p>それでは、木原会長職務代理から次回の総会について報告をお願いします。</p>

木原職務代理者	次回の4月総会は、4月28日水曜日午後2時から303会議室で予定しておりますのでご出席くださいますようお願い申し上げます。
議長	ありがとうございました。 委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。 以上で3月総会を閉会いたします。 引き続き意見交換会を開催しますので、もうしばらくお願いします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 3番 岡土居 正弘 委員 4番 脇坂 俊之 委員